

# 平成30年度 岐阜市 臨時的任用職員採用試験要綱 事務職



## ◆ 申込受付期間

平成30年12月17日(月)～平成30年12月28日(金)

◆ 試験日 平成31年1月12日(土)

◆ 採用予定日 平成31年2月1日以降(原則)

(詳細は、「4 採用について」を参照してください。)

## 1 職種及び採用予定数等

職種	採用予定数	職員種別	職務内容
事務職	5人程度	臨時的任用職員	正規職員と同様の職務又はそれに準ずる職務

## 2 受験資格について

①及び②の要件を満たす人

- ① 平成12年4月1日以前に生まれた人
- ② パソコン(ワープロ及び表計算ソフト)の操作ができる人

また、次に掲げる項目のいずれか(地方公務員法第16条に規定する欠格条項)に該当する人は応募できません。

- (ア) 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)※法改正により変更となる場合があります。
- (イ) 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (ウ) 岐阜市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (エ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

### 受験資格等について

試験に関し、提出していただいた書類への記載内容や口述していただいた内容に虚偽や不正があると、採用される資格を失います。

また、採用後に不正が発覚した場合には、採用を取り消します。

## 3 受験手続

※受験申込書及び受験票は、岐阜市ホームページ〈<http://www.city.gifu.lg.jp/>〉の職員採用試験総合案内からプリントアウトすることができます。

※郵送で申込書を請求する場合、封筒の表に「臨時的任用職員採用試験(事務職)申込書請求」と朱書きし、120円切手を貼った受験者の郵便番号・住所・氏名明記の返信用封筒(角型2号)を同封してください。

以下の要領で申し込んでください。

申込書提出先	〒 500-8701 岐阜市今沢町 18 番地 岐阜市役所 行政部人事課
申込方法	<p>「岐阜市臨時的任用職員採用試験受験申込書（受験票及び電算入力用欄付き）」及び「調査票」に必要な事項を記入のうえ、下記の要領で申し込んでください。 なお、<b>申込時には、受験票に写真を貼らないでください。</b></p> <p><b>ア 郵便で申し込む場合</b></p> <p>① 「受験申込書」から、「受験票」「電算入力用欄」の部分をていねいに切り取ってください。</p> <p>② 【申込書をホームページから取り出した場合】 切り取った「受験票」を、受験者の宛先を明記した官製はがき又は62円切手を貼ったはがきの裏に、はがれないよう貼り付けてください。 【申込書を郵送で取り寄せた場合・市役所で申込書を受け取った場合】 切り取った「受験票」の裏面に62円切手を貼り、受験者の宛先を記入してください。</p> <p>③ 「<b>受験申込書</b>」、②の「<b>受験票</b>」・「<b>受験申込書（電算入力用）</b>」及び「<b>調査票</b>」の<b>4つが全てそろっていることを確認</b>のうえ、上記宛での封筒に入れてください。封筒の表には「<b>臨時的任用職員採用試験受験</b>」と<b>朱書き</b>してください。</p> <p>④ <b>特定記録郵便</b>又は<b>簡易書留郵便</b>でお送りください。 ※なお、受験票については、<u>受付後受験者宛てに返送します。</u> <u>（1月8日までに受験票が到着しない場合は人事課に連絡ください。）</u></p> <p>※上記において切手や官製はがきの貼り付けがないものは受験受付できません。</p> <p><b>イ 直接申し込む場合</b></p> <p>岐阜市役所本庁舎4階の人事課まで「受験申込書（受験票及び電算入力用欄付き）」と「調査票」を持参してください。その場で「受験票」を交付します。 <b>※申し込みは原則郵送でお願いします。</b></p>
申込受付期間	平成30年12月17日（月）～平成30年12月28日（金）の平日 午前8時45分から午後5時30分まで ※郵送の場合、 <u>12月28日（金）必着</u> です。 <u>消印有効ではありませんので、ご注意ください。</u>

## 4 採用について

- (1) 採用日は、原則として、平成31年2月1日以降です。
- (2) 欠員が生じた場合、補欠合格者の成績上位者から採用します。

## 5 試験の日時、会場及び合格者発表

日 時	試 験 会 場	合格者発表
<p>平成31年1月12日（土）</p> <p>午前 8時45分受付開始 午前 9時開始 正午終了予定</p> <p>申込者多数の場合、終了時間が予定より遅れることもあります。</p>	<p>岐阜市役所西別館 （岐阜市江川町27番地）</p> <p>申込多数の場合、会場を変更することもあります。</p>	<p>平成31年1月中旬</p> <p>受験者全員に結果を郵送で通知します。</p>

（合格者受験番号は、岐阜市ホームページに掲載します。）

### ※受験時の注意事項

- ◎試験会場付近には駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用ください。
- ◎道順等については人事課にお問い合わせください。
- ◎試験会場での喫煙はご遠慮ください。
- ◎携帯電話の使用は禁止します。（時計代わりとしての使用も認められません。）

## 6 試験の方法

試験科目	内 容
教養試験	一般知識（社会、人文、自然）及び一般知能（文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈）について、択一式による筆記試験を行います。
口述試験	人物等について個別面接による試験を行います。

## 7 雇用条件等

職員種別	臨時的任用職員（地方公務員法第22条第5項）		
雇用期間	6カ月以内	1週間の勤務時間	38時間45分
1日の勤務時間	午前8時45分～午後5時30分（休憩時間は正午～午後1時） ※職務により変更になる場合があります。		
給与	採用される者の学歴に応じ、初任給基準により決定されます。 月額（地域手当含む）196,948円（平成30年度上限） ※その他、所定の基準に従い、期末手当、通勤手当等が支給されます。		
社会保険	雇用期間が2ヶ月を超える場合、原則、健康保険法、厚生年金保険法の被保険者となります。		

関係法令（参考）

○地方公務員法第22条第5項

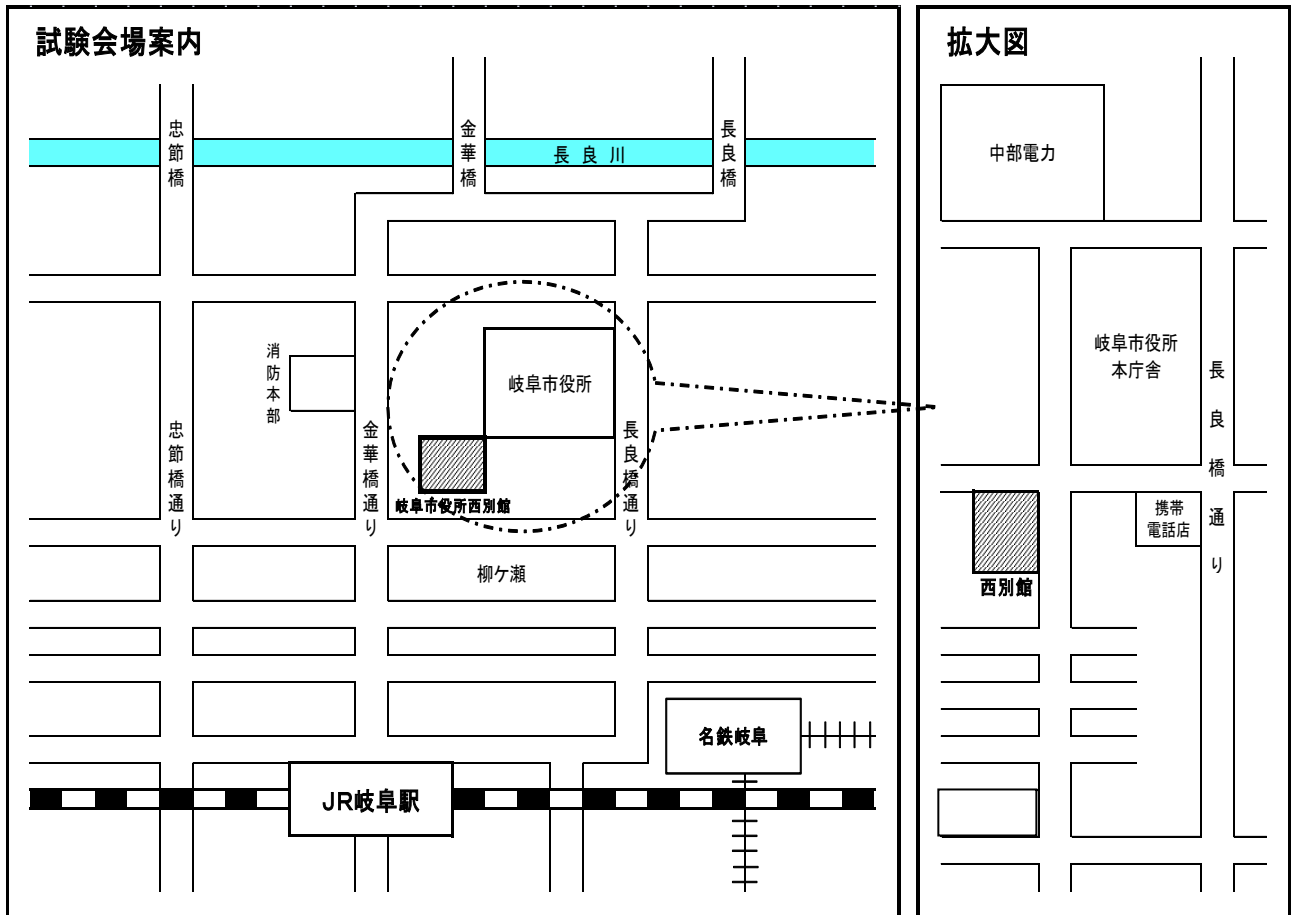
人事委員会を置かない地方公共団体においては、任命権者は、緊急の場合又は臨時の職に関する場合においては、6月をこえない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、任命権者は、その任用を6月をこえない期間で更新することができるが、再度更新することはできない。

## ◎第1次試験会場案内

岐阜市役所西別館（岐阜市役所の南西の3階建ての建物です。）

岐阜市江川町27番地 TEL(058)-265-4141

- ・岐阜バス 「岐阜市役所前」下車徒歩2分
- ・岐阜バス 「市庁舎西口」下車東へ徒歩2分



### 《試験についての問い合わせ先》

#### 岐阜市役所 行政部人事課

〒500-8701 岐阜市今沢町18番地

(岐阜市役所本庁舎高層部4階)

TEL058-214-4925 E-mail jinji@city.gifu.gifu.jp